

第1号様式(第15条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の住所及び氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

特別地域内工作物の新(改、増)築許可申請書

山梨県立自然公園条例第20条第4項の規定により、県立 自然公園の特別地域内における工作物の新(改、増)築の許可を受けたく、次のとおり申請します。

目的		
場所	県 市・郡 町・村 大字 小字 地番(地先)	
行為地及びその付近の状況		
工作物の種類		
施行方法	敷地面積	
	規模	
	構造	
	主要材料	
	外部の仕上げ及び色彩	
	関連行為の概要	
	施行後の周辺取扱い	
予定日	着手	
	完了	
備考		

第2号様式(第15条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の住所及び氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

特別地域内木竹の伐採許可申請書

山梨県立自然公園条例第20条第4項の規定により、県立 自然公園の特別地域内における木竹の伐採の許可を受けたく、次のとおり申請します。

目的		
場所	県 市・郡 町・村 大字 小字 地番	
林況	林種	
	樹種	
	林齢	
	森林全面積	
	総蓄積	
施行方法	伐採種別	
	伐採樹種	
	伐採面積	
	平均樹齢	
	平均胸高直径	
	伐採材積	
	伐採材積歩合	
	伐採設備	
	伐採跡地の取扱い	
予定日	着手	
	完了	
備考		

第3号様式(第15条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の住所及び氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

特別地域内高山植物等(木竹、木竹以外の植物、落葉又は落枝)の採取(損傷)許可申請書

山梨県立自然公園条例第20条第4項の規定により、県立 自然公園の特別地域内における高山植物等(木竹、木竹以外の植物、落葉又は落枝)の採取(損傷)の許可を受けたく、次のとおり申請します。

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
採取(損傷)物の種類		
施行方法	採取(損傷)物の数量	
	採取(損傷)方法	
	関連行為の概要	
予定日	着手	
	完了	
備考		

第4号様式(第15条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の住所及び氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

特別地域内鉱物の掘採(土石の採取)許可申請書

山梨県立自然公園条例第20条第4項の規定により、県立 自然公園の特別地域内における鉱物の掘採(土石の採取)の許可を受けたく、次のとおり申請します。

目的		
場所	県 市・郡 町・村 大字 小字 地番(地先)	
行為地及びその付近の状況		
鉱物(土石)の種類		
施行方法	掘採(採取)方法の種別	
	掘採(採種)量	
	掘採(採取)設備	
	土地の形状を変更する面積	
	掘採(採取)後の土地の形状	
	関連行為の概要	
	掘採(採取)跡地の取扱い	
予定日	着手	
	完了	
備考		

第5号様式(第15条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の住所及び氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

特別地域内水位(水量)に増減を及ぼさせる行為許可申請書

山梨県立自然公園条例第20条第4項の規定により、県立 自然公園の特別地域内における水位(水量)に増減を及ぼさせる行為の許可を受けたく、次のとおり申請します。

目的		
場所	県 市・郡 町・村 大字 小字 地番	
行為地及びその付近の状況		
水位(水量)の増減の原因となる行為	地況	
	現在の水位(水量)	
	水の利用状況	
施行方法	水位(水量)の増減の及ぶ範囲	
	水位(水量)の増減を及ぼす時期及び量	
	設備	
予定日	着手	
	完了	
備考		

第6号様式(第15条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の住所及び氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

特別地域内汚水等の排出許可申請書

山梨県立自然公園条例第20条第4項の規定により、県立 自然公園の特別地域内における汚水等の排出の許可を受けたく、次のとおり申請します。

目的		
場所	県 市・郡 町・村 大字 小字	指定湖沼又は湿原名
	地番(地先)	
行為地及びその付近の状況		
汚水等の種類及び原因		
施行方法	汚水等の処理施設の種類、規模及び能力	
	汚水等の水質	
	排出の時期及び量	
	指定水域等への排水方法	
予定日	着手	
	完了	
備考		

第7号様式(第15条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の住所及び氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

特別地域内広告物の設置等許可申請書

山梨県立自然公園条例第20条第4項の規定により、県立 自然公園
の特別地域内における広告物の設置等の許可を受けたく、次のとおり申請しま
す。

目的		
場所	県 市・郡 町・村 大字 小字 地番(地先)	
行為地及びその 付近の状況		
広告物等の種類		
施行方法	独立して設置する 場合の敷地面積	
	広告物を掲出又は 表示する工作物の種類及び その箇所	
	規模及び構造	
	主要材料	
	色彩	
	表示の内容	
	予定日	着手
完了		
備考		

第 8 号様式(第 1 5 条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の住所及び氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

特別地域内物の集積(貯蔵)許可申請書

山梨県立自然公園条例第 2 0 条第 4 項の規定により、県立 自然公園
の特別地域内における物の集積(貯蔵)の許可を受けたく、次のとおり申請しま
す。

目的		
場所	県 市・郡 町・村 大字 小字 地番(地先)	
行為地及びその付近の状況		
集積(貯蔵)物の種類		
施行方法	集積(貯蔵)方法	
	土地使用面積	
	関連行為の概要	
	集積(貯蔵)設備	
予定日	着手	
	完了	
備考		

第9号様式(第15条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の住所及び氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

特別地域内水面埋立(干拓)許可申請書

山梨県立自然公園条例第20条第4項の規定により、県立 自然公園の特別地域内における水面の埋立(干拓)の許可を受けたく、次のとおり申請します。

目的		
場所	県 市・郡 町・村 大字 小字 地番(地先)	
行為地及びその付近の状況		
施行方法	埋立(干拓)面積	
	工事の方法	
	関連行為の概要	
	埋立(干拓)後の取扱い	
予定日	着手	
	完了	
備考		

第10号様式(第15条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の住所及び氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

特別地域内土地の形状変更許可申請書

山梨県立自然公園条例第20条第4項の規定により、県立 自然公園
の特別地域内における土地の形状変更の許可を受けたく、次のとおり申請しま
す。

目的		
場所	県 市・郡 町・村 大字 小字 地番(地先)	
行為地及びその 付近の状況		
土地の形状変更 の原因となる行 為		
施行方法	変更する面積	
	工事の方法	
	変更後の土地の 形状	
	関連行為の概要	
	変更後の取扱い	
予定日	着手	
	完了	
備考		

第 1 1 号様式(第 1 5 条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の住所及び氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

特別地域内植物の植栽（播種）許可申請書

山梨県立自然公園条例第 2 0 条第 4 項の規定により、県立 自然公園の特別地域内における植物の植栽（播種）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
植栽（播種）する植物の種類		
施行方法	植栽（播種）面積	
	植栽（播種）数量	
	植栽（播種）方法	
	管理方法	
	関連行為の概要	
予定日	着手	
	完了	
備考		

第12号様式(第15条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の住所及び氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

特別地域内動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))許可申請書

山梨県立自然公園条例第20条第4項の規定により、県立 自然公園の特別地域内における動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))の許可を受けたく、次のとおり申請します。

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
動物(卵)の種類		
施行方法	捕獲(殺傷)(採取(損傷))物の数量	
	捕獲(殺傷)(採取(損傷))の方法	
予定日	着手	
	完了	
備考		

第13号様式(第15条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の住所及び氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

特別地域内動物(家畜)の放出(放牧)許可申請書

山梨県立自然公園条例第20条第4項の規定により、県立 自然公園の特別地域内における動物(家畜)の放出(放牧)の許可を受けたく、次のとおり申請します。

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
動物(家畜)の種類		
施行方法	動物(家畜)の数量(頭数)	
	管理方法	
予定日	着手	
	完了	
備考		

第14号様式(第15条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の住所及び氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

特別地域内工作物等の色彩変更許可申請書

山梨県立自然公園条例第20条第4項の規定により、県立 自然公園の特別地域内における色彩変更の許可を受けたく、次のとおり申請します。

目的		
場所	県 市・郡 町・村 大字 小字 地番(地先)	
行為地及びその付近の状況		
施行方法	色彩を変更する 工作物	
	色彩を変更する 箇所	
	現在の色彩	
	変更後の色彩	
予定日	着手	
	完了	
備考		

第15号様式(第15条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の住所及び氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

特別地域内指定区域内への立入り許可申請書

山梨県立自然公園条例第20条第4項の規定により、県立 自然公園の特別地域内の知事が指定する区域内への立入り許可を受けたく、次のとおり申請します。

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
立ち入る者の人数及び氏名並びに立ち入る期間		
立ち入る経路又は範囲		
立ち入る方法		
予定日	着手	
	完了	
備考		

第16号様式(第15条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の住所及び氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

特別地域内車馬(動力船、航空機)の使用(着陸)許可申請書

山梨県立自然公園条例第20条第4項の規定により、県立 自然公園の特別地域内における車馬(動力船、航空機)の使用(着陸)の許可を受けたく、次のとおり申請します。

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
施行方法	車馬(動力船、航空機)の種類及び数	
	使用(着陸)範囲及び面積	
	使用(着陸)方法	
予定日	着手	
	完了	

第17号様式(第21条関係)

(表)

第 号
所属名
職名 氏
身分証明書
年 月 日交付
山梨県知事
印
この証明書を携帯する者は、山梨県立自然公園条例第16条に規定する立入検査を行う職員である。

(裏)

山梨県立自然公園条例(抄)
(報告徴収及び立入検査)
第16条 知事は、第10条第3項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
(1) 第16条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第18号様式(第21条関係)

表

第	号
職名 氏	所属名
身分証明書	
年 月 日	交付
山梨県知事	印
この証明書を携帯する者は、山梨県立自然公園条例第24条に規定する立入検査等を行う職員である。	

裏

山梨県立自然公園条例(抄)

(報告徴収及び立入検査)

第24条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第20条第4項の規定による許可を受けた者又は第22条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第20条第4項、第22条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第20条第4項各号若しくは第22条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(3)(省略)

(4) 第24条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第24条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ又は忌避した者

第19号様式(第21条関係)

(表)

第 号
所属名
職名 氏
身分証明書
年 月 日交付
山梨県知事 印
この証明書を携帯する者は、山梨県立自然公園条例第26条に規定する指示をすることができる職員である。

(裏)

山梨県立自然公園条例(抄)
(利用のための規制)
第26条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。
(1) 当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせる様な方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
(2) 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させる様な仕方でも引きをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。
2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。
3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
(1)～(5)(省略)
(6) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第26条第1項第1号に掲げる行為をした者
(7) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第26条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をした者

第20号様式(第21条関係)

(表)

第	号
職名 氏	所属名
身分証明書	
年 月 日	交付印
山梨県知事	
この証明書を携帯する者は、山梨県立自然公園条例第39条に規定する実地調査のための立入り、標識の設置等を行う職員である。	

(裏)

山梨県立自然公園条例(抄)

(実地調査)

第39条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、その職員に、前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ土地の所有者(所有者が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(7)(省略)

(8) 第39条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者